

[HOME](#) > [ニュース](#) > 東京証券取引所の「上場子会社のガバナンスの向上等に関する上場制度の整備」に意見書を提出しました

○ ニュース

東京証券取引所の「上場子会社のガバナンスの向上等に関する上場制度の整備について」に意見書を提出しました

2020年1月10日、パブリック・コメントに付されていた「上場子会社のガバナンスの向上等に関する上場制度の整備について」(東京証券取引所)にCGネットとしての意見書を提出しました。

◇ 東京証券取引所



[「上場子会社のガバナンスの向上等に関する上場制度の整備について」のCGネットの意見](#)

2020年1月10日

株式会社東京証券取引所 御中

特定非営利活動法人

日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク

理事長 牛島 信

「上場子会社のガバナンスの向上等に関する上場制度の整備について」 に関するCGネットの意見

2019年11月29日付で東京証券取引所から公表された「上場子会社のガバナンスの向上等に関する上場制度の整備について」のうち、「上場子会社のガバナンス向上等」について、日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク（CGネット）としての意見を述べる。

（1）独立役員の独立性基準の強化

独立役員の独立性基準において、過去10年以内に親会社又は兄弟会社に所属していた者でない旨を追加するもので、成長戦略実行計画で掲げられた事項である。

現行の独立役員の独立性基準では、「現在」及び「最近（通常1年以内）」に親会社の業務執行者若しくは業務執行者でない取締役又は兄弟会社の業務執行者であったものについては、独立性を認めないこととしていた。これを「過去（10年以内）」にその範囲を広げるものである。一般に、10年という年月は人材の流動性及び業務執行者からの独立性を担保するという二つの要請を調和するのに十分な時間であり、また、成長戦略実行計画では、東京証券取引所の対応等として、昨年6月に経済産業省から公表された「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針」（グループガイドライン）の実効性を高めることが求められていたところ、グループガイドラインによる上場子会社のガバナンスの強化（独立性の強化）の観点からも評価できると考え、この方向性を支持する。

もっとも、10年が経ったからといって、直ちに親会社・兄弟会社出身者が上場子会社の独立役員に就任することを望ましいと考えることはできない。形式的に10年が経過していれば独立性が担保されるとするのではなく、「独立役員の確保に係る実務上の留意事項」にあるとおり、一般株主を保護するだけの実質があるといえるか、「一般株主と利益相反の生じるおそれがない者」といえるかという実質を判断すべきことが強調されるべきである。

（2）グループ経営の考え方等の開示の充実

上場子会社を有する上場会社が、グループ経営に関する考え方及び方針を踏まえた、上

場子会社を有する意義及び上場子会社のガバナンス体制の実効性確保に関する方策などを、コーポレート・ガバナンス報告書で開示することを求めるものである。

現行、コーポレート・ガバナンス報告書では、こうした内容は「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」や「その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情」の欄で開示する例が多いが、これを独立した項目で開示させることとなる。近時発生した上場子会社に関する事案を踏まえ、上場子会社側のガバナンスを強化する動きはあるが、グループガイドラインが上場子会社を有する親会社が情報開示を通じて十分な説明責任を果たすことなどを求めているとおり、上場子会社を有する上場会社についても開示の強化を促していくことは望ましい。さらに、グループ経営の考えについてもあわせて開示することは、投資者の投資判断において有意義であると考え、これを支持する。

上記に加えて、今回の上場制度の整備については、現状の上場子会社を容認することが前提となっているが、その前提自体の検討が必要である。既にアスクルの件において当 NPO としても独立社外取締役の再任拒否について反対の見解を表明したところであり、昨年 1 月 29 日に設置が公表された「従属上場会社における少数株主保護の在り方等に関する研究会」では、上場子会社の制度そのものの可否にも踏み込んだ議論が行われ、我が国の資本市場の信頼性向上の観点も踏まえて、内外の機関投資家等にも評価される結論に至ることを強く期待する。

以上

【本件についてのお問い合わせ先】

特定非営利活動法人日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク

執行理事・事務局長 富永 誠一

〒105-6112 東京都港区浜松町 2-4-1 世界貿易センタービルディング 12F

Tel : 03-5473-8038 / e-mail : info@cg-net.jp



特定非営利活動法人

日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク

HOME

イベント

ニュース

独立社外取締役導入支援

刊行物

入会案内

CG ネットについて

[HOME](#) > [ニュース](#) > JCGRの独立について

○ニュース

JCGR早朝勉強会について

2020年度より早朝勉強会は 日本コーポレートガバナンス研究所 (JCGR) による単独開催となりました。JCGRがCGネットより独立したことに伴う変更です。

4月以降の勉強会の詳細については
JCGRのホームページ ご参照ください。

今後とも両団体はガバナンスの普及、発展を目指して協力していきます。

[HOME](#) > [ニュース](#) > 金融庁のパブコメ(「責任ある機関投資家」の諸原則「日本版ステュワードシップ・コード」～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～(案))に意見書を提出しました

○ ニュース

金融庁のパブコメ(「責任ある機関投資家」の諸原則「日本版ステュワードシップ・コード」～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～(案))に意見書を提出しました

2020年1月31日、パブリック・コメントに付されていた『「責任ある機関投資家の諸原則」「日本版ステュワードシップ・コード」～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～(案)』にCGネットとしての意見書を提出しました。



[『「責任ある機関投資家の諸原則」「日本版ステュワードシップ・コード」～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～\(案\)』のCGネットの意見](#)

2020年1月31日

「スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」（令和元年度）
事務局 御中

特定非営利活動法人
日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク
理事長 牛島 信

『責任ある機関投資家』の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》
～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～（案）
に関するCGネットの意見

2019年12月20日付で「スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」（令和元年度）（以下、有識者会議）から公表された『責任ある機関投資家』の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～（案）（以下、本改訂案）の意見公募項目のうち、（機関投資家向けサービス提供者に関する原則）及び「（その他）【全体】」について、日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク（CGネット）としての意見を述べる。

1. 本改訂案の全体について

本改訂案は、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」が公表した意見書「コーポレートガバナンス改革の更なる推進に向けた検討の方向性」で提言された内容及び有識者会議で指摘された内容を網羅的に含むものである。

スチュワードシップ・コードとコーポレートガバナンス・コードの両コードは車の両輪の関係にある。上場会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の観点から、特にESG要素を含めたサステナビリティの側面を重視する内容が盛り込まれたことを始めとして、本改訂案の全体の方向性を支持する。

2. 議決権行使助言会社に関する原則について

別紙2の間5-1で示される「機関投資家向けサービス提供者」に関する原則を新設すること（原則8）、サービス提供者の利益相反管理体制の整備等を求めること（指針8-1）、及び議決権行使助言会社に対して、人的・組織的体制の整備、助言策定プロセスの具体的な公表（指針8-2）や企業との積極的な意見交換を行うこと（指針8-3）を求めることについては、いずれも支持する。

本改訂案は、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォ

ローアップ会議」の意見書で指摘された、議決権行使助言会社における人的・組織的体制の整備、それを含む助言策定プロセスの具体的公表、及び企業との積極的な意見交換に関する内容を網羅的に含むものであり、その内容には大いに賛同する。

日本における議決権行使助言会社は運用機関の約4割が活用するなど影響力が大きい。

そのような状況に鑑み、議決権行使助言会社による人的・組織的体制の整備や、助言策定プロセスの公表、企業との積極的な意見交換が図られることで、これからの時代の新しい議決権行使助言会社の在り方についての議論が交わされることを期待したい。

3. 機関投資家と独立社外取締役・監査役等との対話について

より一層のコーポレート・ガバナンス改革の実効性を高めるためには、投資家と企業の対話の質の向上が求められる。機関投資家と企業の対話には、IR部、CFO、そしてCEOという執行ラインと、独立社外取締役や監査役等の非執行のラインの二つの切り口がある。

すでに、2015年6月から適用されているコーポレートガバナンス・コードの基本原則5では、「経営陣幹部・取締役（社外取締役を含む）は、こうした対話を通じて株主の声に耳を傾け、その関心・懸念に正当な関心を払うとともに、自らの経営方針を株主に分かりやすい形で明確に説明しその理解を得る努力を行い、株主を含むステークホルダーの立場に関するバランスのとれた理解と、そうした理解を踏まえた適切な対応に努めるべきである。」とされており、実際に機関投資家と独立社外取締役との間で対話が持たれている事例もある。しかし、その数は全体から見ると極めて限定的であり、非執行の役員（独立社外取締役や監査役等）の多くが十分な対話を行っている、とはいえない状況である。

本改訂案では、脚注17において、「例えばガバナンス体制構築状況（独立役員の利用を含む）や事業ポートフォリオの見直し等の経営上の優先課題について投資先企業との認識の共有を図るために、事業の執行には携わらない役員（独立社外取締役・監査役等）との間で対話を行うことも有益であると考えられる。」との記載の追加がなされている。しかしながら、対話の内容がガバナンス体制構築状況等の重要なテーマであることや機関投資家による独立社外取締役等との対話の要請が高まっている現状に鑑みると、脚注にとどめるのではなく、原則や指針として記載すべきである。

本改訂案がコーポレートガバナンス・コードの基本原則5と相まって、ガバナンスサイド、特に非執行の役員である独立社外取締役・監査役等と機関投資家の間で建設的な対話を促進することを強く期待したい。独立社外取締役、とりわけ取締役会議長、任意設置を含めた指名・報酬委員会の委員長、あるいは筆頭独立社外取締役を務める方々は、ガバナンスの重責を担う者として覚悟を持って機関投資家との対話に臨むべきである。

以上



【本件についてのお問い合わせ先】

特定非営利活動法人日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク

執行理事 荻野 博司、富永 誠一

〒105-6112 東京都港区浜松町 2-4-1 世界貿易センタービルディング 12F

Tel : 03-5473-8038 / e-mail : info@cg-net.jp



[HOME](#) > [ニュース](#) > **【重要なお知らせ】CGネットイベント開催の見送りについて**

○ ニュース

【重要なお知らせ】CGネットイベント開催の見送りについて

日ごろよりCGネットにご支援をいただき、ありがとうございます。

この度の新型コロナウイルスの感染問題では、私どももできる限りの注意を払って対応を進めてまいりましたが、このところの感染の拡大を踏まえ、3月末までに予定されている会議室でのイベントの開催を見送ることいたしました。
この件については、講師の先生からもご了承いただいております。

今後の日程は、感染の収束状態などを見極めて、あらためてご案内させていただきます。

[HOME](#) > [ニュース](#) > 旬刊商事法務に執行理事・事務局長の富永誠一による論考が掲載されました

○ ニュース

旬刊商事法務に執行理事・事務局長の富永誠一による論考が掲載されました

旬刊商事法務(2020年6月15日号)に、執行理事・事務局長の富永誠一による論考『[コーポレートガバナンスの進展に伴う取締役会事務局の深化—独立社外取締役の支援という観点から—](#)』が掲載されました。

本稿は、独立社外取締役の支援を含めた取締役会の運営を支え、高度化するガバナンス実務を担う取締役会事務局の重要性を、2003年の全国社外取締役ネットワークの設立以来、長らく独立社外取締役のサポートを行ってきた立場から論じたものです。

昨今のコーポレート・ガバナンス改革では、独立社外取締役の役割、責務に注目が集まっています。その意義はいうまでもありませんが、独立社外取締役を支援する存在である取締役会事務局の機能も並行して深化しており、もう少し光が当たってもよいと考えます。

独立社外取締役の人数が増え、建設的な提言が増えるとともに、ガバナンスにかかわる実務が高度化する中では、単なるアドミの支援者ではないガバナンスの実務担当者を社内に置く必要があります。それが現代の取締役会事務局に求められる役割だと思われれます。

グローバルな機関投資家からの要請にこたえていくことで、ガバナンスの実務はますます高度化していくことが想定されます。そうした変化に対応する存在として、さらには、会社を良くしたい人材が力を発揮する部署として、各社で取締役会事務局が中長期的に位置づけられることを望みます。

CGネットでは、取締役会事務局向けのガバナンスの最新知識を習得する「取締役会事務局のためのMID(ガバナンス講座)」と、取締役会事務局のための情報交換を目的とした「取締役会事務局懇話会」を運営することを通じて、取締役会事務局の皆様のサポートを行っています。

こうした活動にご関心をお持ちの取締役会事務局の皆様のご参加をお待ちしております。

※本稿は、執筆者個人の見解で、CGネットの団体としての意見を表明するものではありません。

◆[取締役会事務局のためのMID\(ガバナンス講座\)](#)

CGネットが開講している取締役会事務局向けの研修講座。略称「MID事務局コース」。①東京証券取引所の取り組み、②企業不祥事・不正、③取締役会の運営実務、④社外取締役のサポート、⑤取締役会評価の実務、⑥指名・報酬委員会事務局の実務、⑦ファイナンスと資本コスト、⑧機関投資家の考え方の全8講からなります。

◆[取締役会事務局懇話会](#)

「取締役会事務局のMID(ガバナンス講座)」の修了生を対象にした意見交換会。取締役会事務局の横の連携強化を目的に、四半期に一度、取締役会の運営方法など、コーポレート・ガバナンスに関する意見交換を行っています。2018年4月から第1期生が開始し、2019年4月からは第2期生、2020年5月から第3期生が加わり、現在3グループで運営しています。第1期生の有志が論文『[取締役会評価の活用と取締役会のPDCAサイクル—取締役会事務局の果たす役割—](#)』を執筆しています。

[HOME](#) > [ニュース](#) > 第17回通常総会を開催しました

○ニュース


第17回通常総会を開催しました

8月31日(月)、全国社外取締役ネットワークの時代から数えて、17回目となる通常総会(会員総会)を開催しました。

通常総会では、NPO法人としての決議事項として、事業報告、会計報告、予算の承認の他、役員を選任などの決議を行いました。

【新理事】

新任理事(1名)が役員に加わりました。

	氏名	役職
	【理事】 大場 昭義	日本投資顧問業協会 会長

⇒ [選任後の役員\(理事・監事・執行役員\)はこちら](#)

[HOME](#) > [ニュース](#) > 2021年版ISS議決権行使助言方針(ポリシー)改定に意見書を提出しました

○ ニュース

ISSの2021年版ISS議決権行使助言方針(ポリシー)改定 に意見書を提出しました

2020年10月26日、最大手の議決権行使助言会社であるISS(INSTITUTIONAL SHAREHOLDER SERVICES)のパブリック・コメントに付されていた「2021年版ISS議決権行使助言方針(ポリシー)改定に関するコメント募集」にCGネットとしての意見書を提出しました。



[「2021年版ISS議決権行使助言方針\(ポリシー\)改定」のCGネットの意見](#)

2020年10月26日

インスティテューショナル・シェアホルダー・サービシズ株式会社 御中

特定非営利活動法人

日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク

理事長 牛島 信

「2021年版ISS議決権行使助言方針（ポリシー）改定に関するコメント募集」 に関するCGネットの意見

2020年10月14日にISS(Institutional Shareholder Services Inc.)から公表された「2021年版ISS議決権行使助言方針（ポリシー）改定に関するコメント募集」について、日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク（以下「CGネット」という）は、以下のとおり意見を述べる。

1. 監査役設置会社の取締役会の構成

【概要】

監査役設置会社の取締役会構成基準について、社外取締役を2名以上求める現行の基準を改定し、社外取締役を2名以上かつ取締役に占める社外取締役の割合が3分の1以上であることを求める基準を2022年2月から導入すること。

【意見】

賛同する。

上場会社において監督と執行の分離が進み、各社における独立社外取締役の人数が増えており、特に、3分の1以上の独立社外取締役を選任する上場会社の割合が増加している。東京証券取引所が公表したデータによると、独立社外取締役が全取締役の3分の1以上を占める市場第一部上場会社の比率は、コーポレートガバナンス・コード適用前の2014年にはわずか6.4%だったが、昨年には43.6%となり、本年では58.7%となっている。

コーポレート・ガバナンスに対する上場会社全体の意識が高まっていることからすれば、この割合は、来年以降も増加するものと予想される。コーポレート・ガバナンスの強化が企業に対する社会的な要請となっていることからすれば、ガバナンス強化に不可欠な社外取締役についての上記傾向は、市場において多くを占める監査役設置会社を含めて可能な限り促進されるべきある。

なお、本年10月20日に再開された「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」の第20回会合における事務局資料には、これま

特定非営利活動法人

日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク

〒105-6112 東京都港区浜松町2-4-1 世界貿易センタービルディング12F

TEL:03-5473-8038 FAX:03-5473-8198

www.cg-net.jp info@cg-net.jp

でのフォローアップ会議等において提起されたコーポレート・ガバナンスの課題として、社外取締役の「社外取締役の質・量の向上」といった記述がある。社外取締役の割合を3分の1以上とすることが、来年改訂予定のコーポレートガバナンス・コードにおいて規定されるかは不明であるが、本改定は、かかる課題と同様の問題意識に基づくものと思われ、その観点からも妥当な改定と考えられる。

また、本改定は、2022年2月以降の株主総会を対象とすることから、現状において基準を満たさない企業においても対応するための時間が確保されており、経営への影響についても配慮されていると解される。

以上の理由から、CGネットは、本改定に賛同する。

2. いわゆる政策保有株式を過度に保有する企業への対応

【概要】

いわゆる政策保有株式の過度な保有が認められる企業（政策保有株式の保有額が純資産の20%以上の場合）について、経営トップである取締役に対して反対を推奨する基準を2022年2月から導入すること。

【意見】

賛同する。

上場会社における政策保有株式は、資本の効率性の低下や安定株主による規律の緩みなどの弊害も指摘されているところであり、コーポレートガバナンス・コードでも、2018年の改訂で政策保有株式は「縮減」を前提とした内容となっている。

政策保有株式には、企業価値の向上に資するものもあるため、一律にそれを否定することは妥当でないが、本改定は、「政策保有株式の保有額が純資産の20%以上」となっている場合を適用対象としている。かかる保有比率であれば、過度に企業の経営判断を阻害するものにはならないものと思われる。そのため、本改定に賛同する。

ただし、本改定は、判断に利用する情報を1年前に提出された有価証券報告書の政策保有株式の情報とする。そのため、例えば2022年6月開催の株主総会に関する判断は、2021年6月に提出された有価証券報告書の政策保有株式の情報を利用することとなるが、2022年6月の時点では、政策保有株式の保有額が変動している可能性は少なからず存在する。また、政策保有株式の保有は、高度な経営判断に基づくものであり、企業価値に資する政策保有株式を保有した結果として本改定の対象となる「過度な保有」に該当する可能性も否定できない。

そのため、本改定に関しては、ISSの判断に先立ち企業が説明する機会を設けることが検討されるべきである。「comply or explain」の原則を厳格に適用し、経営判断のうえから政策保有を持続する場合には、その必要性について、具体的で説得力のある説明を株主に示し、判断を仰ぐべきであろう。

3. 親会社や支配株主を持つ会社の独立社外取締役の割合

本項は、本改定の対象でなく、今回のコメント募集の対象となっていないが、重要かつ喫緊の課題であると認識することから、追加してCGネットの意見を述べる。

【意見】

現行の議決権行使助言方針では、「親会社や支配株主を持つ会社において、株主総会後の取締役会に占めるISSの独立性基準を満たす社外取締役の割合が3分の1未満の場合もしくは最低2名いない場合、経営トップである取締役」に反対を推奨するとされている。

しかしながら、親会社や支配株主を持つ会社のコーポレート・ガバナンス体制、特に一般株主の利益保護は大きな課題となっている。

親会社と上場子会社との取引においては、親会社と上場子会社の少数株主との間に存在する利益相反の問題が深刻化しやすい。親会社は、通常、株主総会における議決権の行使や上場子会社に対する取締役の派遣等を通じて上場子会社の経営に一定の影響力を及ぼしていることから、上場子会社の経営陣が自己保身のため自社の少数株主よりも親会社の利益を優先してしまうおそれや、親会社が子会社に対する影響力を背景に自己に有利な取引条件を一方向的に決定してしまうおそれがある。

そのため、東京証券取引所に置かれる「従属上場会社における少数株主保護の在り方等に関する研究会」でも議論が進んでいるところである。

かかる観点からすれば、親会社や支配株主を持つ会社では、独立性を有する社外取締役の割合が一段と引き上げられる必要がある。特に本改定で、監査役設置会社においても「社外取締役の割合が3分の1以上」とするのであるから、親会社や支配株主を持つ会社では、より一層強化されたガバナンス体制の構築が求められるべきである。そのため、「親会社や支配株主を持つ会社においては、株主総会後の取締役会に占めるISSの独立性基準を満たす社外取締役の割合が過半数に満たない場合、「comply or explain」の原則を厳格に適用し、経営判断についての具体的で説得力ある説明を株主に示した場合を除き、経営トップである取締役」とすることが検討されるべきである。

以上

[HOME](#) > [ニュース](#) > 資料版／商事法務に事務局長の富永誠一による論考が掲載されました

○ ニュース

資料版／商事法務に事務局長の富永誠一による論考が掲載されました

資料版／商事法務(2020年10月号)に、事務局長の富永誠一による論考『**取締役会の多様性を促進するスキルマトリックス—TOPIX100企業の現状と分析—**』が掲載されました。

本稿は、株主総会招集通知等で開示が進んでいる「スキルマトリックス」(構成員の経験・専門性等の一覧)について、スキルマトリックスの現状、それを取り扱う指名委員会との関係について触れた上で、TOPIX100企業のうち、掲載企業19社の実例を示しています。

日本の先行企業がどのような経験、専門性を用いているか、見せ方の工夫を行っているかなど、事例を使って解説するとともに、内容の分析を行っています。

さらに、これからスキルマトリックスの策定を試みる企業の参考になるよう、策定時の留意点として、スキルマトリックスの対象者、経験・専門性の種類、数についても触れています。

スキルマトリックスは取締役会の最適な構成を考える上でのツールにもなり得ます。

これから多くの企業でスキルマトリックスが検討されていく中で、中長期的な視点での「取締役会のあるべき姿」についても議論が及ぶとともに、本質的な意味での「取締役会の多様性」が実現することを期待しています。

※本稿は、執筆者個人の見解で、CGネットの団体としての意見を表明するものではありません。

HOME > ニュース > 独立社外役員のためのトレーニング・プログラム、2021年度 第5期「MIDコース」を開講します

[→イベントトップ](#)

○ ニュース

○ MIDコース

後援：東京証券取引所、日本取引所グループ(JPX)

コーポレートガバナンス・コード【原則4-14. 取締役・監査役へのトレーニング】には、「新任者をはじめとする取締役・監査役は、上場会社の重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割・責務を適切に果たすため、その役割・責務に係る理解を深めるとともに、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努めるべきである。」と記載されています。

このような要請に応じて、日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク(CGネット)では、上場会社の独立社外役員を主な対象とするトレーニング・プログラム、MIDコースを開講しています。

本コースは、(株)東京証券取引所及び(株)日本取引所グループ(JPX)の後援を受けており、コーポレートガバナンス・コードに沿う内容になっています。所定の要件を満たした受講者には、「修了証」を授与します。独立社外役員の選任に注目が集まる中、こうした「修了証」の授与を受けている方を社外取締役に登用することはまことに有益だと考えられます。

- ◆「MID」はCGネットが行うガバナンス・トレーニング・プログラムで、「独立社外役員向け」と「取締役会事務局向け」の二つのコースがあります。
- ◆独立社外役員向けの「MIDコース」は2017年から開講し、130名を超す受講生に「修了証」を授与致しました。2021年は、前年までの講義内容をさらにアップデートして開講します。
- ◆CGネットには、独立社外役員を務める上での諸問題について毎月意見交換を行う「独立役員研究会」があり、MIDコースの修了生が多く参加しています(CGネット正会員限定)。
- ◆本「MIDコース」は全講義Zoomによるオンライン開催といたします。リアルタイムでご参加できない受講者は、後日補講として動画をご視聴いただけます。

■ 構成：「MIDコース」は、3つの要素で構成されています。

コース名	回数	開催時期
基調講演	1回(2時間)	2021年1月29日(金) 15:00~17:00
必修科目 ¹⁾	6回(12時間)	2021年2月初旬~3月中旬 18:30~20:30
選択科目 ²⁾	11回(22時間)	2021年3月下旬~6月上旬 18:30~20:30

注1)独立社外役員の必須の知識となる「必修科目」6コマ

2)独立社外役員の知識を補う「選択科目」11コマ

- **受講対象者**：コーポレート・ガバナンスで重要な役割を担う「独立社外役員」、及びその候補者を主な対象者と想定しています。そのほか、独立社外役員のサポートを行う取締役会事務局、監査役スタッフ、ガバナンス担当役員にもお役立ていただけます。

■ 修了証：CGネット所定の「修了証」授与要件は以下のとおりです

基調講演	1/1回	必修科目	6/6回	選択科目	4/11回以上
------	------	------	------	------	---------

※修了証は、全講義の終了後に授与します。(ご欠席者は補講の機会をご利用ください)

●補講…後日配信する動画をご視聴いただけます

●代理出席…個人会員は不可、賛助会員および非会員は可(但し申込者本人の受講回数には見做されません)

■ 基調講演

開催形式：①Zoomオンライン開催(Zoomがご利用いただけない会社の方にも、後日配信する動画をご視聴いただけます)

②YouTubeを利用した後日聴講(2週間限定)

【基調講演】2021年1月29日(金) 15:00~17:00

基調講演 15:30~17:00	『コンプライアンスと社外取締役の役割』 但木 敬一 氏(T&Tパートナーズ法律事務所 客員弁護士、元・検事総長)
後援団体挨拶 15:15~15:30	『独立役員に期待される役割』 青 克美 氏(東京証券取引所 執行役員)
主催団体挨拶 15:00~15:15	『コーポレート・ガバナンスの現状と未来』 生島 信 氏(日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク 理事長、生島総合法律事務所 代表弁護士)

■ 必修科目

開催形式: Zoomオンライン開催(リアルタイムでご参加できない受講者は後日補講として動画をご視聴いただけます)
※通信費用は各自でご負担いただくこととなりますので、ご了承ください。

【必修科目】(6コマ)2021年2月初旬～3月中旬

必修科目は、コーポレートガバナンス・コードを定める東京証券取引所の取り組みについて学ぶとともに、独立社外役員の関与が必須となる報酬委員会と役員報酬システム、後継者計画と指名委員会の運営、取締役会評価とその活用に関する知識を習得、その後独立社外役員の経験談・プラクティスを共有します。この必修科目6講は独立社外役員としての実効性を高めることに大いに貢献するものです。

第1講: 2021年2月2日(火)
18:00～20:00
(時間変更)

『コーポレート・ガバナンスを巡る取り組み』
林 謙太郎 氏 (東京証券取引所 上場部長)

コーポレートガバナンス・コードを定める東京証券取引所のコーポレート・ガバナンスを巡る取り組みと、現状と今後の課題、さらに企業価値向上に向けた取り組みについてお話いただけます。

第2講: 2021年2月10日(水)
18:30～20:30

『取締役会評価とその有効な活用について』
高山 与志子 氏 (ジェイ・ユース・アイアール マネージングディレクター、取締役
ボードルーム・レビュー・ジャパン 代表取締役、
日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク 理事)

取締役会の実効性評価は、すでに取り組んでいる会社も、これから取り組む会社にもそれぞれの課題があると思われます。ここでは、取締役会評価の意義、本質などをお話しいただくとともに、独立社外役員としての取締役会評価への関与について、取締役会評価の専門家から解説いただけます。

第3講: 2021年2月17日(水)
18:00～20:00
(時間変更)

『指名委員会の運営と後継者計画、経営陣幹部の選解任』
高野 研一 氏 (コーン・フェリー・ジャパン 会長)

指名委員会等設置会社に置かれる「指名委員会」及びガバナンス・コード原則4-10の「指名諮問委員会」に焦点を当てます。独立社外取締役が大きな役割を担う指名(諮問)委員会の運用と、そこで議論されるサクセッション・プランニングについての最新動向を解説いただけます。

第4講: 2021年2月25日(木)
18:00～20:00
(時間変更)

『報酬委員会の運営と役員報酬制度
—独立・専門性ある報酬決定プロセス確立を通じたペイ・フォー・パフォーマンスの深化』
阿部 直彦 氏 (ペイ・ガバナンス日本 マネージングパートナー 代表取締役)

指名委員会等設置会社に設置される「報酬委員会」及びコーポレートガバナンス・コードの原則4-10で示される「任意の仕組みの活用」の「報酬諮問委員会」に焦点を当てます。独立社外取締役がコメンターとなる報酬(諮問)委員会の運用と、実際にそこで議論される役員報酬制度の最新情報について解説いただけます。

第5講: 2021年3月4日(木)
18:00～20:00
(時間変更)

『社外取締役・社外監査役の経験談1』
高山 靖子 氏 (千葉銀行 社外取締役、コスモエネルギーホールディングス 社外取締役(監査等委員)
三菱商事 社外監査役、横河電機 社外監査役
元)資生堂 常勤監査役)

社外取締役・社外監査役の経験談は、社外取締役・社外監査役としての心構え、留意点、準備などの点などについての実体験を、社名は伏せた上でお話いただくものです。ここでは、講師による経験談のお話の後、質疑応答・意見交換の時間を多めにとる予定です。

第6講: 2021年3月10日(水)
18:30～20:30

『社外取締役・社外監査役の経験談2』
片山 英二 氏 (阿部・井窪・片山法律事務所 弁護士
生化学工業 社外取締役、三菱UFJ信託銀行 社外取締役(監査等委員)
アカツキ 社外監査役、元)日本航空 社外監査役)

社外取締役・社外監査役の経験談は、社外取締役・社外監査役としての心構え、留意点、準備などの点などについての実体験を、社名は伏せた上でお話いただくものです。ここでは、講師による経験談のお話の後、質疑応答・意見交換の時間を多めにとる予定です。

■ 選択科目

開催形式: Zoomオンライン開催(リアルタイムでご参加できない受講者は後日補講として動画をご視聴いただけます)

【選択科目】(11コマ)2021年3月下旬～6月上旬

選択科目では、まず、コーポレートガバナンス・コードが独立社外役員に求めている重点分野を取り上げます(第1講～第4講)。その後、法律系の課目として、金融商品取引法、会社法、取締役会の運営、そして株主代表訴訟・D&O保険について取り上げます(第5講～第8講)。さらに、中長期的な企業価値向上の観点からのM&A、決算書類の読み方からファイナンスについて学び(第9講～第11講)、独立社外役員の役割をよりよく果たすうえでの知識を習得します。独立社外役員を務める方の専門分野は多岐にわたります。受講者の皆様には、専門分野以外についての知識も深めていただければ幸いです。

第1講: 2021年3月19日(金)
18:30～20:30

『もう一度読み返そうコーポレートガバナンス・コード
—独立社外役員として知っておくべきCGコードの全体像と、押さえておくべきポイント』
寺田 昌弘 氏 (シティユーワ法律事務所 弁護士)

コーポレートガバナンス・コードが適用されて以降、各社様々な取り組みがなされ、情報開示がされています。ここでは、独立社外役員として知っておくべきガバナンス・コードの全体像と、押さえておくべきポイントについて解説いただきます。

第2講:2021年3月24日(水) 18:30~20:30	『社外役員が知っておきたい株主・投資家との対話—機関投資家の視点から—』 木村 祐基 氏 (スチュワードシップ研究会 代表理事)
コーポレートガバナンス・コードの基本原則5では、上場会社と株主との対話について、「経営陣幹部・取締役(社外取締役を含む)は、こうした対話を通じて～」と記載されています。実際に社外取締役が機関投資家と対話するケースも出てきており、独立社外役員が株主との対話について学ぶことは重要だと思われます。ここでは、独立社外役員が知っておくべきポイントについて解説いただきます。	
第3講:2021年3月30日(火) 18:30~20:30	『社外役員が知るべき内部統制と監査』 鈴木 輝夫 氏 (元・あずさ監査法人副理事長、公認会計士 LIXIL 社外取締役・監査委員会委員長・ガバナンス委員会委員)
続発する企業不祥事により、改めて内部統制と監査の機能が問われています。ここでは、公認会計士、および社外監査役の経験豊富な講師から、独立社外役員として知っておくべき内部統制とコーポレート・ガバナンスにおける監査のあり方、グループ監査等について解説いただきます。	
第4講:2021年4月6日(火) 18:30~20:30	『内部通報窓口の設置と社外役員の関わり方—突然の指名にあわてないための心構え—』 樋口 達 氏 (大手門法律会計事務所代表パートナー 弁護士、公認会計士、公認不正検査士 丸紅建材リース 社外取締役・監査等委員、オルガノ 社外監査役)
コーポレートガバナンス・コードの補充原則2-5①には、内部通報制度について、「例えば、社外取締役と監査役による合議体を窓口とする等」と記載があります。ここでは、社外役員として知っておくべき内部通報制度と、社外役員が実際に窓口を務める場合の留意点について解説いただきます。	
第5講:2021年4月14日(水) 18:30~20:30	『会社法の観点からの取締役、監査役の義務と責任』 塚本 英巨 氏 (アンダーソン・毛利・友常法律事務所 パートナー弁護士 安川電機 社外取締役・監査等委員)
会社法は、独立社外役員を務めるにあたって最も重要な法律の一つです。ここでは、コーポレート・ガバナンスに詳しい講師から、独立社外役員として知っておくべき会社法の基礎知識、会社法上での役員の義務と責任等について解説いただきます。	
第6講:2021年4月21日(水) 18:30~20:30	『金融商品取引法の観点からの取締役、監査役の義務と責任』 須崎 利泰 氏 (阿部・井窪・片山法律事務所 パートナー弁護士)
金融商品取引法は上場会社特有の法律で、会社役員を務める上でも重要な内容が含まれています。ここでは、金融商品取引法の概要、開示規制、インサイダー取引規制を中心に、独立社外役員が押さえておきたいポイントについて解説いただきます。	
第7講:2021年5月12日(水) 18:30~20:30	『取締役会の運営と役員の責任追及事例』 川村 宜志 氏 (牛島総合法律事務所 パートナー弁護士・公認不正検査士)
会社役員が取締役会に参画するうえで、取締役会の運営の法的根拠を学ぶことは重要だと思われます。ここでは、取締役会の職務と役員の役割、取締役会の運営に関する手続き、責任追及事例を踏まえた取締役会運営の留意点といった点について解説いただきます。	
第8講:2021年5月20日(木) 18:30~20:30	『株主代表訴訟』(前半) 増田 健一 氏 (アンダーソン・毛利・友常法律事務所 パートナー弁護士 ブリヂストン 社外取締役 ライフネット生命保険、マーキュリアインベストメント、中外製薬 社外監査役) 『会社役員が直面するリスクとD&O保険』(後半) 中江 透水 氏 (Chubb損害保険 P&C本部ファイナンシャルライン部長)
(前半) 株主代表訴訟は、株主による役員の直接監視の手段です。会社役員を務める上で大きなリスクであることから、社外役員であっても株主代表訴訟制度の理解が不可欠だと思われます。ここでは、株主代表訴訟制度の概要、株主代表訴訟の具体例及び留意点等について解説いただきます。 (後半) 会社役員賠償責任保険(D&O保険)に入っているから安心だと思われがちですが、D&O保険は諸条件が揃わないと保険の対象外となることがあります。社外役員自身もD&O保険について知識を習得する必要があると思われます。ここでは、役員のリスクが多様化する中での、D&O保険の概要とチェックすべきポイントについて解説いただきます。	
第9講:2021年5月25日(火) 18:30~20:30	『過去の日本企業の買収失敗例に学ぶ、企業価値向上に資するM&A基礎知識』 服部 暢達 氏 (早稲田大学大学院経営管理研究科 客員教授 慶應義塾大学大学院経営管理研究科 客員教授 ファーストリテイリング、博報堂DYホールディングス 社外取締役 フロンティア・マネジメント 社外監査役)
企業価値向上策としてM&Aを活用する例がありますが、必ずしも成功例が多いようではないようです。ここでは、過去のM&Aの事例、特に失敗例を学ぶことで、企業価値向上につながるM&Aを考えます。取締役会でM&Aの議題が出たときに、独立社外役員が知っておくべきポイントについても解説いただきます。	
第10講:2021年6月3日(木) 18:30~20:30	『社外役員が押さえておきたい決算書類の基礎知識』 西山 茂 氏 (早稲田大学大学院経営管理研究科 教授 マクロミル 社外取締役・監査委員・報酬委員、ユニプレス 社外取締役・監査等委員 三井住友海上火災保険、丸紅 社外監査役)

決算書類である、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書は取締役会参画者の理解が必須となります。ここでは、三つの決算書類のデー

々の読み方の他、財務比率分析、財務データから見た企業価値の向上への方策について解説いただきます。

第11講:2021年6月9日(水)
18:30~20:30

『企業価値創造とコーポレート・ファイナンス—資本コストの視点を踏まえて』
松田 千恵子 氏 (東京都立大学大学院 経営学研究科 教授
IHI、フォスター電機 社外取締役
キリンホールディングス 社外監査役)

コーポレート・ファイナンスは企業と株主との共通言語といえます。企業と株主との対話が求められる中、独立社外役員もファイナンスの基礎を学んでおく必要があると思われます。中長期的な企業価値の向上が問われ、ROE、資本コストといった言葉が取り上げられています。ここでは、独立社外役員が知っておくべきファイナンスのポイントについて解説いただきます。

■ 講師略歴

講師略歴(敬称略)

但木 敬一 (ただき・けいいち):基調講演
T&Tパートナーズ法律事務所客員弁護士
元・検事総長

1943年7月1日生

【経歴】

1969年4月 検事任官(東京地方検察庁)
1996年4月 大分地方検察庁検事正
2002年1月 法務事務次官
2006年6月 検事総長
2008年6月 検事総長定年退官
2008年7月 弁護士登録(第一東京弁護士会)
2008年10月 森・濱田松本法律事務所客員弁護士
2018年1月 T&Tパートナーズ法律事務所客員弁護士

【社外取締役・社外監査役(元または現)】

イオン株式会社 社外取締役、株式会社大和証券グループ本社 社外取締役、日本生命保険相互会社 社外監査役、株式会社フジタ 社外監査役、株式会社ミロク情報サービス 社外監査役、株式会社アール・エス・シー 社外取締役

青 克美 (あお・かつみ):後援団体挨拶
東京証券取引所 執行役員

1988年、東京証券取引所入所。総務部長、人事部長、株式部長、上場部長を経て、2017年4月より、現職。
上場会社のコーポレート・ガバナンスの充実や適時開示制度の見直しなどの上場制度の整備に尽力している。

牛島 信 (うじま・しん):主催団体挨拶

日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク代表理事・理事長、
弁護士(第二東京弁護士会所属)
日本生命保険 社外取締役委員会委員長、朝日工業社 社外監査役、
日本女子プロゴルフ協会 監事、不動産証券化協会 監事

1949年生まれ。東京大学法学部卒。検事を経て弁護士に。1985年牛島総合法律事務所開設。
現在、同事務所代表弁護士(弁護士51名・外国弁護士(日本無資格)2名が所属)。
〔著述〕

法律論文に『コーポレート・ガバナンスの実状と発展』(尾崎安央他編「上村達男先生古稀記念 公開会社法と資本市場の法理」商事法務・2019年)など数十篇。対談集に『名経営者との対話 コーポレートガバナンスの実践と理論』(日経BP社2017年)、小説に『株主総会』(幻冬舎1997年)、『少数株主』(幻冬舎2017年)など11作、エッセイ集に『身捨つるほどの祖国はありや 日本と企業』(幻冬舎2020年)など8作。

林 謙太郎 (はやし・けんたろう):必修科目 第1講
東京証券取引所 上場部長

1994年、東京証券取引所入所。2017年4月より現職。
2009年12月の独立役員制度の導入をはじめ、10数年に亘り、主として上場制度の整備・充実に係る検討に従事。

高山 与志子 (たかやま・よしこ):必修科目 第2講

ジェイ・ユーラス・アイアール マネージングディレクター、取締役
ボードルーム・レビュー・ジャパン 代表取締役
日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク 理事

ジェイ・ユーラス・アイアール株式会社のコンサルティング部門の責任者として、コーポレート・ガバナンス及びIR活動に関するコンサルティングを行う。
2015年よりボードルーム・レビュー・ジャパン株式会社の代表取締役に就任、数多くの企業の取締役会評価の支援を実施。
主要著書・論文として、『取締役会評価のすべて』(中央経済社、2020年1月)、『スチュワードシップとコーポレートガバナンス』(共著、東洋経済新報社、2015年)、『取締役会評価とコーポレート・ガバナンス—形式から実効性の時代へ—』(商事法務)2043号(2014年9月15日)など多数。
株式会社オートバックスセブン社外取締役。

金融庁・東京証券取引所「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」メンバー。金融庁「スチュワードシップ・コード」に関する有識者検討会」メンバー。経済産業省・東京証券取引所「なでしこ銘柄選定基準検討委員会委員」。

地方公務員共済組合連合会資金運用基本問題研究会委員。

東京大学経済学部卒。エール大学経営大学院卒MBA取得。東京大学大学院人文社会系研究科博士課程修了、博士号取得(社会情報学)。

高野 研一 (たかの・けんいち)：必修科目 第3講
コーン・フェリー・ジャパン会長

日本の大手銀行で株式ファンドマネジャー、組合書記長などを経験した後、コンサルタントに転進。現マーサー・ジャパン取締役などを経て、2006年10月よりハイコンサルティンググループ日本代表に就任。

2016年5月、ハイグループとコーン・フェリーの統合にともない、コーン・フェリー日本共同代表に就任。2019年5月より現職。

投資家の側、組合の側、経営者の側から経営を多面的に見てきた経験を活かし、日本企業の経営人材育成と経営改革を支援。特に、コーポレートガバナンス、ビジネスリーダーの育成とアセスメント、グループ経営、組織・人材マネジメントに関する戦略・実行支援などに豊富な経験を持つ。

メーカー、金融、商社、小売などほぼ全業種にわたりコンサルティングサービスを提供。多くのクライアントからの信頼を得ている。

神戸大学経済学部、ロンドン・スクールズ・オブ・エコノミクス(MSc)、シカゴ大学ビジネススクール(MBA)修了。

【著書、他】

『超ロジカル思考』、『カリスマ経営者の名著を読む』、『企業変革の名著を読む』(日本経済新聞社)

『超仮説思考』(かんき出版)、『ビジネスリーダーの強化書』(日本経団連出版)

『勝ちグセで企業は強くなる』、『グループ経営時代の人材マネジメント』(東洋経済)

他、講演・執筆多数

阿部 直彦 (あべ・なおひこ)：必修科目 第4講
ペイ・ガバナンス日本 マネージングパートナー 代表取締役

25年を超える日米での経営者報酬コンサルティングの経験を有する日本におけるパイオニア。

米国KPMG(ロサンゼルス)日系企業部ディレクター、タワーズペリン(現タワーズワトソン)のロサンゼルス(コンサルタント)を経て東京支店代表等を勤めた。2013年11月にペイ・ガバナンス日本株式会社を設立し代表パートナーに就任。

日本経済新聞、朝日新聞、日経ビジネス、ウォールストリートジャーナル、ビジネスウイーク、旬刊商事法務、企業会計など多くのメディアに対して経営者報酬に関するコメント及び論文の提供実績がある。日本取締役協会の経営者報酬ガイドラインのワーキンググループリーダーを、2002年以降継続して務める。

1985年 慶應義塾大学商学部卒業 桜美林大学経営大学院客員教授

米国ペイ・ガバナンスLLCは、SECにより報酬コンサルタントの独立性規制が強化され、旧タワーズペリン経営者報酬部門のシニアパートナーが中心となって設立された経営者報酬専門のコンサルティング会社。大規模クライアントの領域でのマーケットシェアが高く、S&Pラージキャップ500社の報酬委員会アドバイザーシェアでは、創設4年で第2位にランクされている。ペイ・ガバナンス日本株式会社は、米国ペイ・ガバナンスのグローバルメンバーファームとして、日本初の独立系経営者報酬コンサルティング会社として設立された。現在ソニー、資生堂、武田薬品など大手グローバル企業報酬委員会のアドバイザーを務めている。

高山 靖子 (たかやま・やすこ)：必修科目 第5講
㈱千葉銀行 社外取締役 / コスモエネルギーホールディングス㈱ 社外取締役(監査等委員)
三菱商事㈱ 社外監査役 / 横河電機㈱ 社外監査役
元 ㈱資生堂 常勤監査役

1980年㈱資生堂入社。主に、消費者対応、マーケティング、コーポレートコミュニケーション、サステナビリティなどの業務に従事。お客さまセンター長、CSR部長等を経て、2011年同社常勤監査役。2015年同社顧問。

公益財団法人日本監査役協会常任理事、日本曹達㈱社外取締役等を経て、現在、上記社外役員に就任。この他、現任として、厚生労働省中央労働委員会委員、法務省法制審議会委員、独立行政法人国民生活センター紛争解決委員会委員など。

片山 英二 (かたやま・えいじ)：必修科目 第6講
阿部・井窪・片山法律事務所 弁護士
生化学工業 社外取締役、三菱UFJ信託銀行 社外取締役(監査等委員)
アカツキ 社外監査役、元)日本航空 社外監査役

京都大学工学部、神戸大学法学部卒業。企業勤務の後1984年弁護士登録。1988-1990年欧米留学研修、1989年米国ニューヨーク州弁護士登録、現在、阿部・井窪・片山法律事務所パートナー

倒産法と知的財産法を中心として、渉外法務、会社法務全般の分野で活躍している。

日弁連知的財産センター委員長、日本国際知的財産保護協会会長、Tokyo IP American Inns of the Court会長などを歴任。知財訴訟、特に数多くの国際特許訴訟に携わる。

会社法分野、渉外分野では、各種意見書の作成、M&Aなどの契約やその交渉を行い、また、経営法務の相談を受けている。医薬品産業に係わる法的問題にも詳しい。

また、多くの企業の顧問弁護士として、コーポレートガバナンス、コンプライアンスに関するアドバイスも行っている。

寺田 昌弘 (てらだ・まさひろ)：選択科目 第1講
シティユーワ法律事務所 弁護士

早稲田大学(法)、米デューク大学ロースクール(LLM) 卒。

平成8年4月に弁護士登録。平成17年よりシティユーワ法律事務所パートナー。

企業と株主の間の法律問題、企業の支配権争いが得意分野の1つで、株主提案や委任状争奪戦の経験は豊富。国内外のモノ言う株主からの依頼も多い。

また、企業の不祥事調査も多く手がけ(2011年のオリンパス事件、2017年の富士フィルムHD海外子会社の会計不祥事、2019年のホシザキの会計不祥事、ほか)、一昨年の日大アメフト選手の危険タックル事件でも事案の解明に尽力した。

その他、コーポレートガバナンスや機関投資家によるエンゲージメントの動向にも明るい。2017年からMIDプログラムで、社外取締役として知っておくべきCGコードの全体像と押さえておくべきポイントについて解説する講義を担当している。

木村 祐基 (きむら・ゆうき): 選択科目 第2講
スチュワードシップ研究会 代表理事

一橋大学商学部卒業後、野村総合研究所入社。企業調査部にて証券アナリスト業務に従事。第四企業調査室長、野村総研香港社長、エマーゼン企業調査部長を経て、1996年野村投資信託委託(現野村アセットマネジメント)に移籍。企業調査部長兼経済調査部長、参事コーポレート・ガバナンス担当などを歴任。2008年1月から2010年8月まで、企業年金連合会年金運用部コーポレート・ガバナンス担当部長。2010年11月から2014年7月まで、金融庁総務企画局企業開示課専門官。2014年10月にスチュワードシップ研究会を設立し、代表理事に就任。2017年10月、一般社団法人機関投資家協働対話フォーラムの発足に伴い代表理事・理事長に就任。日本証券アナリスト協会検定会員(CMA)。日本IR学会理事。

鈴木 輝夫 (すずき・てるお): 選択科目 第3講
元・あずさ監査法人副理事長、公認会計士、
LIXIL 社外取締役・監査委員会委員長・ガバナンス委員会委員

昭和48年 アーサーアンダーセン アンド カンパニー東京事務所入社
平成元年 英和監査法人(アーサーアンダーセン)代表社員就任
平成5年 監査法人朝日新和会計社と合併し、朝日監査法人代表社員就任
平成9年 大蔵省 企業会計審議会幹事となる(平成10年8月まで)
平成11年 金融庁(旧大蔵省)公認会計士第二次試験委員(平成14年10月まで)
平成15年 朝日監査法人 本部理事就任
平成16年 あずさ監査法人と合併、あずさ監査法人となり本部理事就任
平成17年 あずさ監査法人経営改革支援本部長就任
金融庁企業会計審議会内部統制部会臨時委員就任(平成28年3月まで)
平成18年 あずさ監査法人 専務理事就任、RA本部長就任
平成22年 あずさ監査法人 副理事長(平成23年8月まで)
平成24年6月 あずさ監査法人 退職
平成24年6月 花王株式会社社外監査役就任(平成28年3月まで)
平成27年6月 株式会社クボタ社外監査役就任(平成31年3月まで)
令和元年6月 株式会社LIXILグループ取締役監査委員就任

樋口 達 (ひぐち・わたる): 選択科目 第4講
大手門法律会計事務所代表パートナー 弁護士 公認会計士 公認不正検査士
丸紅建材リース 社外取締役・監査等委員、オルガノ 社外監査役

[略歴]

1993年3月 東京大学経済学部経済学科卒業
1993年10月 会計士補登録 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入所
1997年4月 公認会計士登録
2001年4月 司法研修所
2002年10月 弁護士登録 成和共同法律事務所(成和明哲法律事務所)入所
2012年8月 公認不正検査士登録
2016年6月 丸紅建材リース株式会社社外取締役(監査等委員)
2018年10月 大手門法律会計事務所開設
2019年6月 オルガノ株式会社 社外監査役
2019年10月 アドバンス・レジデンス投資法人 執行役員

[主な職歴]

第一東京弁護士会弁護士業務改革委員会税務部会員
青山学院大学非常勤講師(「企業再編の法と実務」2006年～2018年)
日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク 正会員
日本弁護士連合会業務改革委員会外部監査人制度運営小委員会幹事(2006年～2008年)
など

[主な著書・連載]

「事例でわかる 不正・不祥事防止のための内部監査」(中央経済社)「コーポレートガバナンス・コードに対応した招集通知・議案の記載例」(商事法務)、
「株主還元の実態調査」(別冊商事法務No.410)、「コーポレートガバナンス・コードが求める取締役会のあり方」(商事法務)、「開示事例から考えるコーポレートガバナンス・コード対応」(商事法務)、「事業報告等の事例にみるガバナンス・コードの開示対応のポイント」(旬刊 経理情報 2015年5月10日・20日合併号)、「社外取締役の質を確保するためのサポート体制の整備」(資料版商事法務 2014年12月号)「100分でわかる企業法務～取締役のための会社法ノート～」(角川oneテーマ21)、「法務Q&A 会計不正 対応と予防のポイント」(中央経済社)、「会社役員が知っておきたい会計不正のはなし」(中央経済社)、「IFRSで企業法務が変わる」(中央経済社)、「企業法務担当者のためのIFRS」(ビジネス法務連載2011年5月号～2012年4月号)、「取締役の善管注意義務のはなし」(商事法務)、「新会社法 企業再編の要点」(商事法務)、「敵対的買収と企業防衛」(日本経済新聞社)など

塚本 英巨 (つかもと・ひでお): 選択科目 第5講
アンダーソン・毛利・友常法律事務所 パートナー弁護士
安川電機 社外取締役・監査等委員

2003年 3月 東京大学法学部卒業
2004年10月 弁護士登録
2010年11月～2013年12月 法務省民事局出向(平成26年会社法改正の企画・立案)
2013年 1月 パートナー就任
2014年 4月～2017年3月 東京大学法学部非常勤講師(「民法基礎演習」担当)
2016年 1月～ 公益社団法人日本監査役協会「ケース・スタディ委員会」専門委員
2017年12月～2020年7月 経済産業省「コーポレート・ガバナンス・システム(CGS)研究会(第2期)」委員
2019年8月～ 経済産業省「新時代の株主総会プロセスの在り方研究会」委員
[著作]

〔著作〕

『コーポレートガバナンス・コードのすべて』(商事法務、2017年)(共同執筆)、『監査等委員会導入の実務』(商事法務、2015年)ほか多数

須崎 利泰 (すざき・としやす): 選択科目 第6講

阿部・井窪・片山法律事務所 パートナー弁護士

阿部・井窪・片山法律事務所パートナー。会社法、金商法、倒産法の分野をはじめとして、企業法務全般に携わっている。会社法、金商法の分野では、上場企業・非上場企業の事業再編(合併、会社分割、株式交換等)、買収(株式の取得や売却)、少数株主のスクイズアウト(株式併合、株式交換等)公開買付けなどの案件を数多く手掛けているほか、種類株式・転換社債等の発行等の資金調達や、ベンチャー企業やファンドへの投資案件についてのアドバイスも行っている。

倒産法の分野では、破産管財人や民事再生申立代理人として倒産業務を手がけており、その経験を生かして債権回収に関するアドバイスも行っている。その他、各種取引契約の作成、人事労務対応、企業不祥事対応、企業や役員向けのコンプライアンスセミナー等を行っている。

川村 宣志 (かわむら・よしもと): 選択科目 第7講

牛島総合法律事務所 パートナー弁護士・公認不正検査士

2001年弁護士登録(東京弁護士会)、2006年牛島総合法律事務所入所、2011年牛島総合法律事務所パートナー就任。

独占禁止法に関する当局対応その他の競争法に関する実務経験を踏まえた対応、不祥事対応、代表訴訟等の役員の責任に関する問題への対応、その他コンプライアンス・ガバナンスに関する各種企業法務を多数取り扱っている。

増田 健一 (ますだ・けんいち): 選択科目 第8講(前半)

アンダーソン・毛利・友常法律事務所 パートナー弁護士

ブリヂストン 社外取締役

ライフネット生命保険、マーキュリアインベストメント、中外製薬 社外監査役

〔取扱案件〕

会社法務、M&A、訴訟案件、人事・労働関係案件、その他企業法務全般

〔経歴〕

1986年3月 東京大学法学部卒業

1988年4月 最高裁判所司法研修所修了(40期)

弁護士登録(第二東京弁護士会)・当事務所入所

1992年6月 米国University of Chicago Law School(LLM.)

1993年9月 ニューヨーク州弁護士登録

1997年1月-現在 当事務所パートナー

2007年5月-現在 ライフネット生命保険株式会社 社外監査役

2010年4月-2016年3月 東京大学法科大学院非常勤講師

2011年3月-2016年3月 株式会社ブリヂストン 社外監査役

2016年3月-現在 株式会社ブリヂストン 社外取締役

2016年5月-現在 株式会社マーキュリアインベストメント 社外監査役

2019年4月-現在 東京大学法科大学院客員教授

2020年3月-現在 中外製薬株式会社 社外監査役

中江 透水 (なかえ・とうすい): 選択科目 第8講(後半)

Chubb損害保険 P&C本部ファイナンシャルライン部長

1994年大手外資系保険会社に入社後、マーケティング、米国本社出向、経営分野の保険開発・引受等を担当すると共に、企業の危機管理に対するコンサルティングにも従事。2011年より現職。米国ケンタッキー大学卒業。

服部 暢達 (はっとり・のぶみち): 選択科目 第9講

早稲田大学大学院経営管理研究科 客員教授

慶應義塾大学大学院経営管理研究科 客員教授

ファーストリテイリング、博報堂DYホールディングス 社外取締役

フロンティア・マネジメント 社外監査役

〔講師略歴〕

1981年3月、東京大学工学部卒業。日産自動車を経て89年6月、マサチューセッツ工科大学(MIT)スローン・スクール経営学修士課程卒業。89年より03年まで米国系大手投資銀行にて日本におけるM&Aアドバイザリー業務を担当。98年からはマネージング・ディレクターとして同業務を統括。日本リー・リース事業のGEキャピタルへの売却、第二電電・KDD・日本移動通信の三社合併、ロッシュによる中外製薬の買収、NKKと川崎製鉄の経営統合など日本企業が関係する大型案件を数多く手がけた。2009年4月より早稲田大学大学院経営管理研究科にて、また2017年4月より慶應義塾大学大学院経営管理研究科にてM&Aと企業価値評価の講義を担当するかたわら、合名会社服部暢達事務所を設立して、日本における株主価値増大に資するM&Aの研究・評論活動を行っている。

〔主な論稿〕

「M&A最強の選択」(日経BP社 2006年2月)、「LBOブーム到来は必然」(日本経済新聞 2006年4月、経済教室)、「検証 日本の敵対的買収」(日本経済新聞出版社 2007年7月)(共著)、「実践M&Aハンドブック」(日経BP社、2008年1月)、「日本のM&A「買い」に偏り、価値創出へ綿密な計画を」(日本経済新聞 2010年6月、経済教室)、「日本のM&A 理論と事例研究」(日経BP社、2015年2月)、「ゴールドマン・サックスM&A戦記」(日経BP社、2018年4月)

西山 茂 (にしやま・しげる): 選択科目 第10講

早稲田大学大学院経営管理研究科 教授

マクロミル 社外取締役、ユニプレス 社外取締役・監査等委員

三井住友海上火災保険、丸紅 社外監査役

1984年早稲田大学政治経済学部卒。1990年ペンシルバニア大学ウォートンスクールMBA修了。

監査法人トーマツ、(株)西山アソシエイツにて会計監査・企業買収支援・株式公開支援・企業研修などの業務を担当したのち、2002年より早稲田大学。2006年より現職。学術博士(早稲田大学)。公認会計士。

主な著書に、企業分析シナリオ第2版(東洋経済新報社)、戦略管理会計改訂2版(ダイヤモンド社)、増補改訂版 英文会計の基礎知識(ジャパンタイムズ)、入門ビジネス・ファイナンス(東洋経済新報社)、出世したけりや会計・財務は一緒に学べ(光文社新書)、ビジネススクールで教えている会計思考77の常識(日経BP社)、「専門家」でない人のための決算書&ファイナンスの教科書(東洋経済出版社)などがある。

松田 千恵子 (まつだ・ちえこ): 選択科目 第11講

東京都立大学大学院 経営学研究科 教授

IHI、フォスター電機 社外取締役

麒麟ホールディングス 社外監査役

全社戦略(事業ポートフォリオマネジメント)、財務戦略と企業統治に関する研究、教育、実務に携わる

株式会社日本長期信用銀行にて国際審査、海外営業等を担当後、ムーディーズジャパン株式会社格付けアナリストを経て、経営戦略コンサルティング会社である株式会社コーポレートディレクション、ブーズ・アレン・ハミルトン株式会社でパートナーを務め、現在に至る

東京外国語大学外国語学部卒、仏国立ポンゼ・ショセ国際経営大学院経営学修士、筑波大学大学院企業科学研究科博士後期課程修了、経営学(博士)

日本CFO協会主任研究委員。事業会社や公的機関等にて社外取締役、経営委員等を務める

著書「格付けはなぜ下がるのか～大倒産時代の信用リスク入門」(日経BP社)、「グループ経営入門 第四版」(税務経理協会)、「これならわかるコーポレートガバナンスの教科書」(日経BP社)、「ESG経営を強くするコーポレートガバナンスの実践」(日経BP社)、「サステナブル経営と資本市場」(日本経済新聞出版社)、「経営改革の教科書」(中央経済社)等

※本講座の受講を機にCGネットへのご入会を歓迎致します。ご入会はホームページからお手続き下さい。

※新型コロナウイルスの感染症拡大を踏まえ、CGネットは感染防止を最優先して運営して参ります。予定されている講義については、開催日時や聴講方法の変更が生じる場合があります。その場合、直ちに受講者にご案内いたします。なお講義自体が開催できなくなった場合はお支払い頂いた参加費を返金いたします。